

豊橋市の総合評価入札制度改正点について（お知らせ）

（１）「企業の地域性社会性等」の見直し及び配点の上限について（令和２年度から適用）

建設業における健康づくりへの取組を促すため、新たに「健康経営事業所の認定」の評価項目を追加します。ただし、「企業の地域性社会性等」の配点は、上限を3.5点とします。

【技術資料の評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分】

評価項目		評価基準	配点
①企業の能力			10.5
②配置予定技術者の能力			9.0
③企業の地域性社会性等（ <u>上限3.5点</u> ）			3.5
3-1	ISO14001 又はエコアクション21	認証あり	0.5
		認証なし	0
3-2	災害時応急対策業務協定	豊橋市又は豊橋市上下水道局との協定あり	1
		豊橋市又は豊橋市上下水道局との協定なし	0
3-3	障がい者の雇用	法定以上の雇用あり	0.5
		法定以上の雇用なし	0
3-4	更生保護の協力雇用主登録	登録あり	0.5
		登録なし	0
3-5	豊橋市消防団協力事業所表示制度	豊橋市から表示証の交付あり	0.5
		豊橋市から表示証の交付なし	0
3-6	豊橋市子育て応援企業認定	認定あり	0.5
		認定なし	0
3-7	健康経営事業所の認定	認定あり	0.5
		認定なし	0
合 計			23

【申請書に関する留意事項】

評価項目	留意事項
3-7	①とよはし健康宣言事業所の認定（豊橋市・豊橋商工会議所） ②健康経営優良法人の認定（日本健康会議） ①、②の <u>両方</u> の認定を受けている場合に評価する。ただし、①については、「適切な働き方の実現（子育て応援企業の認定）」のみを選択して申請した場合は評価しない。

⇒詳細は、個別の公告に付される説明書にて御確認ください。なお、「健康経営優良法人」の認定を受けるまでに要する期間に配慮し、公告への適用開始は令和2年4月1日とします。

※健康経営に関する制度の詳細は、下記ホームページを御参照ください。

○健康経営優良法人について

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html

○とよはし健康宣言事業所について

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/37946.htm>

次頁につづく

(2) 「企業の能力」及び「配置予定技術者の能力」の評価基準の見直しについて

(令和元年度から適用)

優れた技術提案能力を持つ業者がより評価されるように、個別の案件ごとに設定される「同種工事」により、評価対象となる実績件数が変わります。

⇒詳細は、個別の公告に付される説明書にて御確認ください。

(3) 簡易型の施工計画提案の配点見直しについて (令和元年度から適用)

	見直し前	見直し後
配点	○2 課題合わせて6 提案以内 ○2 課題合わせての最大点は12 点	○1 課題で最大3 提案以内 ○1 課題の配点は最大6 点。2 課題で最大点12 点
評価基準	○優れた工夫があり、大きな効果が期待される。 (標準案を上回る内容。NET I S登録の <u>新技術</u> の活用等。) →2 点 ○効果が期待される。(標準案と同レベルの内容) →1 点 ○効果がない、又は、効果が不明である。 →0 点	○優れた工夫があり、大きな効果が期待される。 (標準案を上回る内容。NET I S登録の <u>有用な新技術</u> の活用等。) →2 点 ○工夫があり、効果が期待される。(標準案を上回る内容。 <u>上記以外のNET I S登録の新技術の活用等</u> 。) →1 点 ○ <u>標準案と同一</u> 、効果がない、又は、効果が不明である。→0 点

⇒詳細は、個別の公告に付される説明書にて御確認ください。

問合せ先 豊橋市契約検査課 工事契約担当 電話 0532-51-2155・2156
豊橋市上下水道局 総務課 電話 0532-51-2705・2706
豊橋市民病院 管理課 電話 0532-33-6365